平成２９年（フ）第６２９号
川崎市麻生区王禅寺東５丁目９番13号
破産者　岡本　朋美
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２９年（フ）第６７４号
川崎市中原区下小田中６丁目２番20―609号ラベニール鹿島
破産者　植月　智之
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第２７号
岐阜県各務原市蘇原新栄町１丁目61番地１
破産者　城　　有美
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所

平成２９年（フ）第１４２号
京都市右京区京北下中町鳥谷３番地　京都市京北介護老人保健施設内、住民票上の住所京都市右京区京北周山町下台11番地
破産者　羽田　　裕
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第６１６号
大分県大分市大字寒田339番地の１、開始決定時の住所広島県廿日市市物見西１丁目11番15号（203）
破産者　後藤　　修
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４号
広島市西区天満町４番31―401号
破産者　重松　正宏
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第４７号
福岡県春日市大和町５丁目12番地、旧住所長崎県大村市坂口町405番地１　ｗｗｗ．ｏ１ｅｔｈ．ｊｐ６号
破産者　冨永　勝巳
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第２０号
山口県岩国市山手町２丁目13番５号
破産者　田中　昭江
1　決定年月日　平成30年３月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所岩国支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２９年（フ）第７号
石川県輪島市鳳至町石浦町43番地16
破産者　中野利枝子
1　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
2　一般調査期日　平成30年５月24日午後１時30分
平成30年３月15日　金沢地方裁判所輪島支部

平成２８年（フ）第１２４７号
愛知県知多市南粕谷３丁目181番地
破産者　株式会社ジョイント・コーポレーション
1　破産債権の届出期間　平成30年４月16日まで
2　一般調査期日　平成30年５月22日午前10時50分
平成30年３月14日
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第４０号
岐阜県高山市愛宕町33番地
破産者　大坪万知子
1　破産債権の届出期間　平成30年５月11日まで
2　一般調査期日　平成30年６月11日午後１時40分
平成30年３月14日
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２９年（フ）第１４９４号
埼玉県戸田市新曽南２丁目10番14号　エルセリート戸田公園201号室
破産者　堀口　竜一
1　破産債権の届出期間　平成30年５月31日まで
2　一般調査期日　平成30年７月９日午後１時45分
平成30年３月13日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第５１０５号
大阪府東大阪市上石切町２丁目11番17号
破産者　桃田　　稔
免責意見申述期間　平成30年５月９日まで
平成30年３月14日
大阪地方裁判所第６民事部

特別清算開始

平成３０年（ヒ）第１号
新潟市東区上木戸２丁目27番32号
清算株式会社　株式会社月下氷人
代表清算人　小山　淳子
1　決定年月日　平成30年３月14日
2　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
新潟地方裁判所民事部

特別清算終結

平成２９年（ヒ）第６７号
愛知県清須市新清洲４丁目９番地の17
清算株式会社　株式会社ラッキーストアー
1　決定年月日　平成30年３月13日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
名古屋地方裁判所民事第２部

特別清算協定認可

平成２９年（ヒ）第２０５４号
東京都渋谷区恵比寿４丁目22番10号ｅｂｉｓｕ422―２階
清算株式会社　アニッシュ株式会社
代表清算人　中村芙由乃
1　決定年月日　平成30年３月12日
2　主文　次の協定を認可する。
協定
第１　一般債権
1　定義
一般債権とは、協定債権のうち関連会社債権に該当しないものをいう。
2　一般債権の弁済
一般債権は、支払日の到来の有無にかかわらず、本協定の認可決定が確定した日から１週間以内に全額弁済する。ただし、支払日が徒過した債権については、遅延損害金を免除するものとする。
第２　関連会社債権
1　定義
関連会社債権とは、協定債権のうち株式会社ファシック及びファシックソーイング株式会社が有する債権をいう。
2　関連会社債権の弁済
⑴　関連会社債権は、資産換価完了後、弁済原資総額から一般債権、公租公課及び清算手続費用を差し引いた残額から、債権額の比率に応じて、本協定の認可決定が確定した日から１ヵ月以内に弁済する。
⑵　関連会社債権の弁済比率は下記の割合とする。ただし、割合弁済の結果生じる１円未満の端数は切り捨てとする。
①　株式会社ファシック(917,688,699円)
94.2863％
②　ファシックソーイング株式会社(55,611,446円)
5.7137％
3　残債権の免除
株式会社ファシック及びファシックソーイング株式会社は、弁済を受けた日において、弁済を受けなかった残額について全額免除する。